

非常災害対策マニュアル

ばいぶうぶ こどもくらぶ

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

施設の安全化

災害発生時に自らの安全性を確保できない利用者も多くいるため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備する。

1. 施設の耐震化(建物の耐震確認)
2. 施設の立地環境と風水害の予測予防
3. 避難経路の確保
4. 屋内・屋外の安全対策

利用者の安否確認及び保護者等との連絡体制

- (1) 災害発生時には利用者全員の施設内外の居場所を確認し安否確認をする。
- (2) 利用者の安全を確保し、保護者に引き渡すまで保護する。
- (3) 原則として車両の移動はしない。
- (4) 避難場所への移動、引き取り場所の設定及び連絡は管理者の判断で行う。
- (5) 利用者の引き渡しは、原則として保護者とする。

防災教育及び訓練

- (1) 避難誘導にあたっては、利用者の障がいの特性に応じた適切な対応を訓練する。
- (2) 地域住民に対し、普段から障がい者の理解に努め、万が一の際に相互協力ができる関係を構築する。

震災・風水害の応急対策

1. 利用者及び職員の安全確保

強い揺れが起きた時は、机の下など頭部を中心として体を守る。机などがない場合は、上着や鞆などで頭を覆う。職員は、自らの安全確保をすると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図り、揺れが収まってきたら利用者及び職員の安否を確認する。

2. 利用者の避難経路の確保

建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。ドアや窓を開けて、避難口を確保する。建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難する。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方やパニック等の二次災害が想定される方の対応もあらかじめ定めておく。外では、電柱、

ブロック塀、自動販売機と倒れる恐れがあるもののそばには近づかない。高圧電線にも注意する。 施設内外で火災が発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火活動を行い延焼を防止する。

3. 関係機関との連絡

利用者、職員や建物に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告する。また、医療機関、消防、区市町村など、必要に応じて関係機関へ連絡する。

4. 保護者への連絡

利用者の安否を保護者に連絡する。 また、施設内で火災が発生した場合は、保護者に連絡の上、すみやかに迎えにきてもらう。

※ 在宅時、在校時の発生の場合 （震度 5 以上）
閉所とする。

※ 在宅時、在校時の発生の場合 （震度 4 以下）
基本、通常利用とするが、その後に予想される状況や安全確保のために、周囲の状況も確認し、早めの避難誘導や保護者への連絡等、その場に応じた対応とする。

雪、台風時の対応

1. 学校が休校になる場合

※（警報発令時）原則閉所とする。
※ 但しその後の気象状況により判断する。

2. 学校が早帰りになる場合

※（警報発令時）原則閉所とする。
※ 但しその後の気象状況により判断する。

3. 活動中の場合

降雪が激しく積雪が予想される場合、職員間で協議し管理者が判断し活動の継続、終了を決定する。終了決定の場合は保護者へ連絡し、場合によっては保護者への迎えを依頼する

4. 一日(休校日) 開所の場合

管理者、職員が協議し、朝 10:00 までに保護者に連絡する。